

## 仙台市地域子育て支援クラブ等補助金交付要綱

(平成 17 年 4 月 21 日健康福祉局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、仙台市地域子育て支援クラブ等事業実施要綱（平成 24 年 6 月 12 日子供未来局長決裁。以下「事業実施要綱」という。）に定める組織として設立された本市内で活動する地域子育て支援クラブの活動に要する経費の一部を助成するとともに、事業実施要綱に定める仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会の運営に要する経費の一部を助成し、もって家庭児童の健全育成を図り、併せて児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(対 象)

第 2 条 この要綱の補助の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 地域子育て支援クラブ（以下「クラブ」という。）
- (2) 仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）

(クラブの登録等)

第 3 条 クラブとして本市に登録を希望する団体の代表者は、活動の拠点となる児童館（仙台市児童福祉施設条例（昭和 43 年仙台市条例第 17 号）に定める児童館若しくは児童センター、仙台市マイスクール児童館実施要綱（平成 16 年 3 月 31 日健康福祉局長決裁）に基づき実施するマイスクール児童館又は仙台市コミュニティ児童館実施要綱（平成 19 年 3 月 27 日子供未来局長決裁）に基づき実施するコミュニティ児童館をいう。）を一つ定め、活動登録申請書、当該団体の会則及び会員名簿（以下この条において「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の登録にあたり、新規にクラブを結成する場合は、申請書等を当該年度の 4 月 15 日（4 月 15 日が土曜日・日曜日の場合は次の月曜日）までに提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があった場合は、すみやかに審査を実施し、申請書等が到達してから 14 日以内に登録の適否を決定し、登録台帳に登録し、決定内容を遅滞なく当該団体の代表者に文書にて通知するものとする。
- 4 前項において登録することが認められた場合の登録日は申請日とし、登録期間は登録日から登録日の属する年度の 3 月末日までとする。
- 5 前年度に登録を受けている子育て支援クラブが当該年度も継続して登録を希望する場合は、当該年度の 4 月 15 日（4 月 15 日が土曜日・日曜日の場合は次の月曜日）までに申請書等を市長に提出するものとする。
- 6 市長は、前項の申請があった場合は、申請書等及び前年度の活動内容等に基づき審査し、申請書等が到達してから 14 日以内に継続して登録することの適否を決定し、決定内容を遅滞なく当該団体の代表者に文書にて通知するものとする。
- 7 前項において継続して登録することが認められた場合の登録期間は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとする。

(補助金の種類及び額)

第 4 条 この要綱に基づく補助金の名称は、仙台市地域子育て支援クラブ活動助成金(以下「助成金」という。)及び仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会補助金(以下「補助金」という。)とする。

- 2 この要綱に基づく助成金及び補助金の額は、毎年度、予算額の範囲内において、こども若者相談支援センター所長が定める額とする。

(助成金)

第5条 助成金は、本市に登録したクラブの事業実施要綱に定める活動に要する経費を対象とする。

2 クラブは助成金を適正に執行しなければならない。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするクラブは、活動助成金交付申請書に活動収支予算書及び活動計画書を添えて、市長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、当該申請書が到達してから30日以内に、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、仙台市補助金等交付規則(昭和55年 仙台市規則第30号。以下「規則」という。)第6条の規定による決定の通知は、助成金交付決定書により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の内容の変更(当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、助成金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更等の申請は、変更等承認申請書により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、変更等承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに交付申請取下書により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から30日を経過した日までに、活動実績報告書に事業の成果を記載した、活動収支決算書及び活動報告書を添えて、市長に提出するものとする。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の決定の通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書により行うものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該クラブに指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

(助成金の返還)

第 14 条 市長は、クラブの活動の停止等により助成金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、クラブに交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(活動中止等届出)

第 15 条 クラブの活動を中止し、又は廃止する場合は、活動中止(廃止)承認申請書に活動収支決算書及び活動報告書を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(登録の取消)

第 16 条 市長は、クラブから第 15 条に掲げる活動廃止承認申請書が提出されたクラブの運営が事業実施要綱に定める内容及びその趣旨に反すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(財産の処分の制限等)

第 18 条 助成金は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

2 規則第 20 条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない市長が特に必要と認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 取得した財産の価格又は財産の効用の増加した価格が 5 万円未満の場合

(2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数を経過した場合

(3) その他市長が必要と認めた場合

3 第 1 項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 クラブは、第 1 項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、クラブから報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、クラブに対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第 20 条 クラブは、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(協議会補助金)

第 21 条 補助金は、協議会の運営に要する経費を対象とする。

2 第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条から第 14 条まで並びに第 17 条から第 20 条までの規定は、補助金の交付の手續等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 8 条, 第 11 条, 第 12 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 17 条, 第 18 条及び第 20 条	助成金	補助金
第 5 条, 第 6 条, 第 14 条, 第 17 条, 第 19 条及び第 20 条	クラブ	協議会
第 6 条	活動助成金交付申請書	補助金交付申請書
第 6 条	活動収支予算書及び活動計画書	収支予算書及び, 事業計画書
第 7 条	助成金交付決定書	補助金交付決定書
第 10 条	30 日	60 日
第 10 条	活動実績報告書	事業実績報告書
第 10 条	活動収支決算書及び活動報告書	収支決算書及び, 事業報告書
第 11 条	助成金確定通知書	補助金確定通知書
第 12 条	当該クラブ	協議会

(実施細目)

第 22 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども若者相談支援センター所長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

(仙台市地域子育て支援クラブ活動助成要綱の廃止)

2 仙台市地域子育て支援クラブ活動助成要綱(平成 2 年 3 月 3 日民生局長決裁。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の規定によりなされた補助金の手續等については、なお従前の例による。

4 平成 17 年度において、この要綱実施前に行った旧要綱の規定によりなされた登録、補助金交付の手續等については、この要綱の相当規定によりなされた登録、補助金交付の手續等とみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 3 月 9 日改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 6 月 12 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成 24 年 6 月 12 日から実施し、改正後の仙台市地域子育て支援クラブ等補助金交付要綱（次項において「交付要綱」という。）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の交付要綱の規定により平成 24 年 4 月 1 日からこの改正の実施の日前までになされた申請は、改正後の交付要綱の規定によりこの改正の実施の日になされた申請とみなす。この場合において、第 3 条第 2 項中「4 月 15 日」とあるのは「6 月 30 日」と、同条第 5 項中「4 月 30 日」とあるのは「6 月 30 日」とする。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 1 月 23 日改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日改正）

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。